

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成 17 年霧島市条例第 272 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「第 21 条」を「第 22 条」に改める。

別表第 8 丸岡公園の項中「緑地公園」の次に「、バッテリーカー乗り場」を加える。

別表第 9 都市公園使用料の 2 有料公園施設を利用する場合（キ）丸岡公園の表ゴーカート
の項中「320 円」を「350 円」に、「530 円」を「600 円」に改め、同表に次のように加える。

バッテリーカー	1 回につき	100 円
---------	--------	-------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 10 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

丸岡公園のゴーカート場のコース延伸部分及びバッテリーカー乗り場を供用開始することに伴い、額の見直し等を行うこと等から、本条例の所要の改正をしようとするものである。